

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 文化スポーツ課
委託業務番号	令和5年度 長文ス第28号
委託業務名称	長浜市スポーツ推進委員活動促進事業委託
委託業務場所	長浜市八幡東町他
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の資質向上を図るため、研修会への参加促進事業 ・市民の理解を深めるため、スポーツ活動広報周知にかかる事業 ・市民へのスポーツの普及・促進にかかる事業
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	1,079,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市八幡東町632番地</p> <p>[商号又は名称] 長浜市スポーツ推進委員会 会長 田川重雄</p>
契約相手方の選定理由	<p>長浜市スポーツ推進委員会は、市長が委嘱した非常勤公務員で構成する組織であり、長浜市スポーツ推進委員に関する規則に基づき事業を進めるうえで、地域の事情に精通し地域の人と共に生涯スポーツの振興・発展を推進できる代替性のない組織であるため。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>